

れいわ
令和8年度版
ねんどばん

れいわ ねん
令和8年
4月1日からの利用
がつ にち
りよう



なわてふれあい教室
きょうしつ

にゅう しつ あん ない

入室案内



四條畷市教育委員会 社会教育部 スポーツ・青少年課

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話 話:072-877-2121

0743-71-0330

ファックス:072-877-8300

対象児童

四條畷市に居住する、小学校1学年から6学年までの児童

開室時間・開設場所

- ★ 平日：放課後から午後6時30分まで
 - ★ 土曜日、春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日：午前8時から午後6時30分まで
(原則午前9時30分までに登室してください)
 - ★ 午後6時30分から午後7時まで時間外利用可能 (詳しくは4ページに記載)
- ※休室日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

名 称	募集中人数	所 在 地	電 話
くすのきふれあい教室	80人	市立くすのき小学校内	072-877-1804
岡部ふれあい教室	120人	市立岡部小学校内	072-879-6020
四條畷ふれあい教室	120人	市立四條畷小学校内	072-878-7150
南ふれあい教室	80人	市立四條畷南小学校内	072-878-0120
忍ヶ丘ふれあい教室	120人	市立四條畷中学校内小中連携棟	072-877-2054
田原ふれあい教室	120人	市立田原小学校内	0743-78-8079

※申込人数によっては、募集人数を変更することがあります。

利用料等

利用料は児童1人につき月額7,000円です。なお、同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。
あわせて、利用料以外に補食費、教材費として、月額1,300円が必要です。
なお、利用がなかった場合でも、利用許可書発行後は利用料をお支払いいただく必要があります。利用開始日までに利用をやめる場合は辞退届を、利用開始日以降に利用をやめる場合は退室届を、各ふれあい教室、スポーツ・青少年課または田原支所に提出してください。
退室届を提出する場合は、退室日がその月の15日までの場合は半月分、16日から末日の場合はその月1か月分の利用料とおやつ代・教材費をお支払いいただく必要があります。
欠席した場合の日割りはありませんので、ご了承ください。

※利用料等を滞納された場合は、退室していただくことがあります。

また、次年度の利用をお断りすることができます。

利用料は課税状況等により減免される制度があります (詳しくは4ページに記載)。

利用申込み

※利用申込みは毎年度必要です。

現在ふれあい教室に入室している児童も忘れずに手続きを行ってください。

提出書類

【1】利用申込書 申込児童1人につき1部

【2】入室要件を確認する書類（入室の順位を決める書類となります。）

次の①～⑤にあてはまる場合は、必要書類を【1】と一緒に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	保護者が就労している	就労証明書（自営業の人は就労証明書に加えて、直近の確定申告書の写しまたは開業届の写しを添付してください。） どちらか一方で、両親ともに提出してください。	1家庭につき 1部提出
②	保護者が在学中である	在学証明書	
③	保護者が疾病・負傷している	医師の診断書など	
④	保護者に障がいがある	障害者手帳の写し	
⑤	児童に障がいがある	児童の障害者手帳、療育手帳等の写し ＊指導の参考にするため、【3】②に児童の様子を具体的に記入してください。	1人の児童につき 1部提出

【3】その他必要書類

次の番号にあてはまる場合は、必要書類を【1】と同時に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	ひとり親家庭である	ひとり親家庭医療証の写し または（父親・母親）不在の申立書	1家庭につき 1部提出
②	児童の生活に配慮が必要 又は支援学級に入室（予定）	児童状況申立書 ※つながりシートをお持ちの方は、その写しで代替できます。	1人の児童につき 1部提出
③	減免対象世帯である (4ページをご覧ください。)	【1】の「2 利用料減免を申請する」 にチェックし、生活保護受給者証または、令和7年源泉徴収票や確定申告書の写しを添付してください。	1家庭につき 1部提出

利用決定

申込み書類を確認し選考の上、2月上旬から下旬に「ふれあい教室利用許可書」を郵送します。
利用できない場合、2月末までに「入室保留通知」を郵送します。

その児童は、欠員が出るまで「待機」となります。
 なお、利用料等の滞納がある場合は入室不許可となるため、ふれあい教室をご利用いただけません。
 提出書類【2】①～⑤の書類は、選考の根拠資料となるため、提出漏れがあると選考順位が下がります。必ず、あてはまる全ての書類を揃えてお申込みください。

にゆう しつ せん こう き じゅん ひょう
<入室選考基準表>

だいくぶん 大区分	たいしよう 対象となる児童	しょう 小 区 分	
A	保護者が①就労・在学 ②疾病・負傷 ③障がい	がくねん じどう 1学年の児童	A 1
		がくねん じどう 2学年の児童	A 2
	障がいのある児童	がくねん じどう 3学年の児童	A 3
		がくねん じどう 4学年の児童	A 4
		がくねん じどう 5学年の児童	A 5
		がくねん じどう 6学年の児童	A 6
		がくねん じどう 3学年の児童	A 7
B	未就労家庭の障がい児童	がくねん じどう 1学年の児童	B 1
		がくねん じどう 2学年の児童	B 2
		がくねん じどう 3学年の児童	B 3
		がくねん じどう 4学年の児童	B 4
		がくねん じどう 5学年の児童	B 5
		がくねん じどう 6学年の児童	B 6
C	保護者が①就労・在学 ②疾病・負傷 ③障がい	がくねん じどう 4学年の児童	C 1
		がくねん じどう 5学年の児童	C 2
		がくねん じどう 6学年の児童	C 3
D	未就労家庭の児童	がくねん じどう 1学年の児童	D 1
		がくねん じどう 2学年の児童	D 2
		がくねん じどう 3学年の児童	D 3
		がくねん じどう 4学年の児童	D 4
		がくねん じどう 5学年の児童	D 5
		がくねん じどう 6学年の児童	D 6

- ※ 児童の利用選考基準は、小区分A 1～の順とする。
- ※ 同順位の場合は、ひとり親家庭の児童を優先する。
 ひとり親家庭同士、または共働き家庭同士で同順位の場合は、事務局で厳正なる抽選を行う。
- ※ 利用料等を納期限までに払えない正当な理由があり、利用料等を分割などで納付しているものについては、基準の一一番下位となる。その際は、学年の低い児童の利用を優先する。
- ※ 障がい児童とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しており、市長が認める者とする。

時間外利用

●時間外利用時間

ふれあい教室開室日の午後6時30分から午後7時まで

※通常のふれあい教室開室時間は、午後6時30分までです。

●時間外利用料

児童1人につき月額700円

※同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。申込みをした時点で利用料が発生しますので、ご注意ください。

利用料の減免

手続きは保護者による申請制となっています。減免は申請月からの適用となり、遡ることできません。(ただし、離婚等の事由の場合は、発生日の翌月からの適用となります。)入室決定後でも、減免申請は隨時受け付けています。

なお、補食費、教材費については、実費徴収のため減免適用の範囲外となっています。

減免要件	必要書類	利用料	時間外利用料
生活保護法による被保護世帯	生活保護受給者証	免除	免除
令和8年度分の市民税非課税世帯	令和7年源泉徴収票や確定申告書の写し(※)		

(注) 市民税非課税世帯で源泉徴収票等の書類を添付できない場合でも、令和8年1月1日時点で四條畷市に住居があり、かつ住民税額が確定する6月中旬まで利用料等をお支払いいただける方については、住民税額確定後に、教育委員会側で税情報を取得することで、条件を満たしている限り、減免を適用することができます。この場合は、減免決定と同時に、利用料を申請月に遡って還付することとなります。

補食費・教材費

補食費・教材費(以降、おやつ代等といいます)は、出席、欠席にかかわらず、ふれあい教室に在籍している児童全員を対象に、月額1,300円を徴収します。

ふれあい教室で用意するおやつは、アレルギー対応ではありません。食べ物に対するアレルギーがある場合、おやつの提供を辞退していただくことがあります。その場合、教材費分(月額200円)のみ徴収させていただきます。代わりのおやつについては、前日までに保護者が持参してください。

おやつは、欠席の場合でも、必ず取りに来ていただくようお願いいたします。当日に取りにくくなることが難しい場合は、一定期間(一週間程度)保管いたしますので、後日取りに来てください。

土曜日に利用される場合は、おやつを持参してください（1日50円程度、常温で保存できるもの）。おやつは、毎日午後3時～4時頃にいただきます。

利用料等の納入方法

本市公金取扱金融機関の口座振替を利用して下さい。初めてふれあい教室を利用する人やふれあい教室で口座振替手続きをしていない人は、利用許可書と一緒に郵送する口座振替用紙に必要事項を記入のうえ、下記公金取扱金融機関の窓口で手続きを行って下さい。なお、過去5年以内にふれあい教室で口座登録をしたことがある方は、申請書中「同じ口座を利用する」にチェックをしていただければ、引き続き口座振替をしていただくことができます。

公金取扱金融機関

りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行
紀陽銀行、南都銀行、京都銀行、枚方信用金庫、大阪厚生信用金庫
大阪信用金庫、近畿労働金庫、成協信用組合、のぞみ信用組合
大阪東部農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

口座振替の手続きをしていない場合は、納付書を送付しますので、納付期日までに納付書に記載されている本市の公金取扱金融機関でお支払いください。

※納付書払いをするにあたり、手数料が別途かかる場合があります。

日常生活における注意事項

★昼食

学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み、学校行事などの振替休業日）には、お弁当を持たせてください。現金や即席食品は持たせないでください。
なお、春・夏・冬休みの給食がない日には、有料（キャッシュレス前払い）にてお弁当の提供を行っております。

★児童の健康管理

体調のすぐれない児童は、健康状態が回復するまでお休みしてください。
インフルエンザ等で、学校の措置により学級（学年）閉鎖された場合、対象の児童はその期間ふれあい教室に登室できません。

ふれあい教室において生じた怪我、病気については応急処置のみとなります。怪我の大きさ等により病院に行く場合は、保護者に連絡し、判断をお伺いすることができます。
その場合、病院へお迎えをお願いします。

なお、治療費等の実費は保護者負担となります（保険が適用できる場合があります）。

ふれあい教室は、児童に放課後を安全に楽しく過ごしてもらうための施設です。

そのために、保護者の皆さまのご協力が不可欠です。

ふれあい教室の適切な運営のため、無届で長期欠席された場合やふれあい教室の運営にいちじるしきょうしつ じどう ほうかご あんぜん たの す しせつ
著しく支障をきたすと認められる場合は、保護者の方にご相談させていただくことがあります。

ふれあい教室と保護者との連絡

児童の日常生活での留意点は、必ず職員に報告してください。

また、ふれあい教室からの連絡事項は、必ず確認をしてください。

児童の出欠連絡、ふれあい教室のおたより等は、「hugnote(ハグノート)」というアプリを利用します。入室案内に同封しますので、事前にスマートフォンに登録してください。

利用にあたっての注意事項（兼 同意事項）

- ・教育委員会が、世帯状況（住民基本台帳等）及び課税状況について情報を取得します。
- ・児童がアナフィラキシーショックにより自ら服薬が困難となる状況に備え、エピペン等を所持する児童・保護者と薬品の情報共有を求める、また緊急投与する場合があります。
- ・申請内容（児童台帳、児童状況申立書）は利用するふれあい教室と共有します。
- ・市、教育委員会及びふれあい教室が、小学校その他の関係施設と、児童の様子に関する情報を共有することがあります。
- ・申請内容に変更が生じた場合、速やかにお申し出ください。
- ・利用料、時間外利用料、補食費及び教材費は必ず納期限までに納めてください。
利用料等を滞納した場合、滞納処分を行います。また、滞納状態が3か月以上にわたり、納付に応じない場合は利用許可を取り消す場合があります。
- ・ふれあい教室は、お迎え及び土曜日・長期休業期間など朝から開室している時のお送りを必須としています。お迎え及びお送りは、必ず保護者または保護者に代わる大人の人にお願いしています。例外として、高学年の下校と同時にあれば、高学年のきょうだいと一緒に帰ることができます。
- ・ふれあい教室の利用は、通常で午後6時30分、延長利用を申し込んだ場合は午後7時までです。延長利用を申し込まずに午後6時30分を超えることが多かった場合、その場で延長利用を申し込んでいただくことがあります。延長利用を申し込んでいても午後7時を過ぎることが多く改善されない場合、利用許可を取り消すことがあります。
- ・ふれあい教室への車での送迎はできません。
- ・ふれあい教室を欠席、遅刻、早退するときは、事前にご連絡ください。
また、学校休業日（土曜日・長期休業日など）は、当日の午前9時30分までに必ず連絡してください。

がっこうきゅうぎょうび 学校休業日のふれあい教室への出入りについて

れいわ ねん かくがっこう せいもんつうようもん おーとろっくか
令和7年から各学校の正門通用門がオートロック化されたことから、ふれあい教室へ
ほごしゃ でい きょうしつよう もんぴ でい おかげしょう みなみしよう しのぶがおか
の保護者の出入りは、ふれあい教室用の門扉から出入りするか(岡部小、南小、忍ヶ丘
しょう せいもんつうようもん せっち きょうしつ いんたーほん お
小)、正門通用門に設置されているふれあい教室のインターホンを押していただき、
しょんいん えんかく つうようもん あ しょう しじょうなわてしょう たわらしょう うんよう
支援員が遠隔で通用門を開けるか(くすのき小、四條畷小、田原小)どちらかの運用
ちゅうしゃじょう くわ にゅうしつあんない どうふう ぶんしょ らん
となっていいます。駐車場はありません。詳しくは入室案内に同封する文書をご覧ください。

ふれあい教室の運営について

れいわ ねん がつ にち から し だっくす だいしんとう ひ ゆ 一 まん き 一 び す かぶしきがいしゃ うんえいぎょうむ
令和7年4月1日から「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」に運営業務を
いたく きょうしつ うんえい かん げんそく し だっくす だいしんとう ひ ゆ 一 ま
委託しています。ふれあい教室の運営に関することは、原則、シダックス大新東ヒューマ
ンサービス株式会社が担当し、入退室、延長利用の手続き及び利用料に関することは、市
ん き 一 び す かぶしきがいしゃ たんとう にゅうたいしつ えんちゅうりょう てつづ およ りょうりょう かん
教育委員会スポーツ・青少年課の担当となります。

ふめい てん
不明な点がありましたら..

しきょういくいんかい すば 一つ せいしょうねんか
市教育委員会スポーツ・青少年課

なわてふれあい教室担当 電話:072-877-2121 内線:282
たわらちいき
田原地域からは、0743-71-0330